



# JICA海外投融資に係る説明資料

2012年9月27日

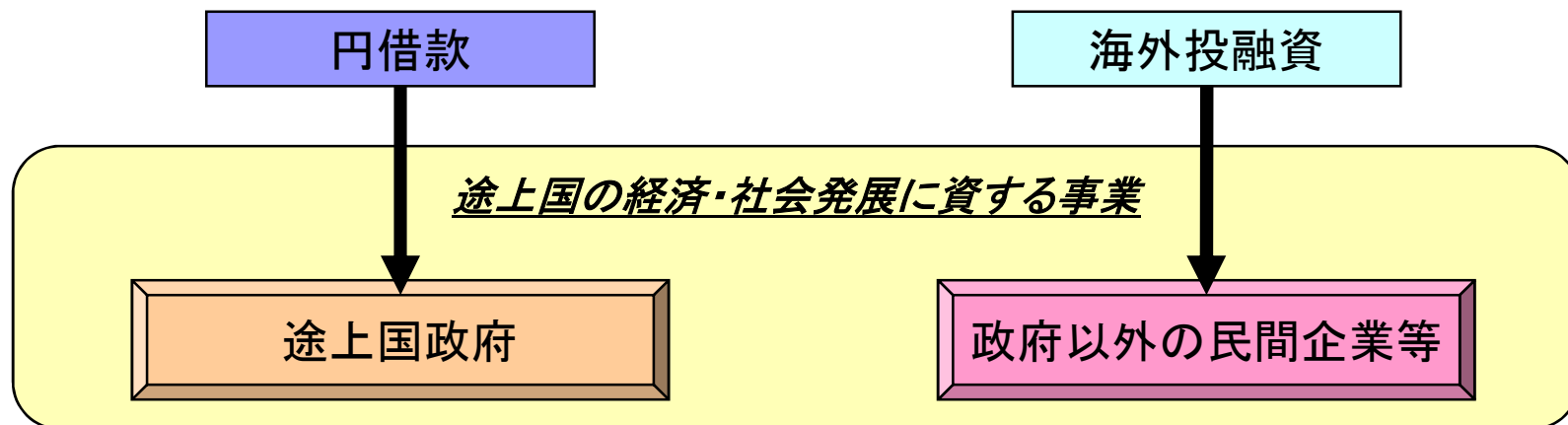
国際協力機構

# 海外投融資とは

- 独立行政法人国際協力機構法 第13条第1項第2号ロ

「我が国又は開発途上地域の法人その他の団体その他の外務大臣が指定する者に対して、その行う開発事業の実施に必要な資金を貸し付け、又は当該事業の遂行のため特に必要があるときは出資をすること。」

- 民間セクターを通じた途上国の開発促進のため、途上国において民間企業等が実施する開発事業を出資、融資により支援するもの。



# 支援対象分野・国

## 【支援対象分野】

**1. インフラ・成長加速化：** 貧困削減に向けた生活・成長基盤を整備。

- 例：
- ・貧困層を対象とするインフラ事業  
（保健・教育等の社会インフラ、農村電化/給水や地方道路等の地方インフラ）
  - ・成長を通じた貧困削減が期待される事業  
（電力、運輸、上下水道・廃棄物処理等のインフラ）

**2. MDG・貧困削減：** 貧困層を直接受益者とする事業を支援。

- 例：
- ・貧困層の金融アクセス拡充  
（マイクロファイナンス等）
  - ・貧困層の生活を向上させるビジネスの支援  
（BOPビジネス等）

**3. 気候変動対策：** 気候変動等により貧困層が蒙る負の影響を予防・軽減。

例： 植林、農協等の災害保険、試験的な省エネ・公害対策等

## 【支援対象国】

- ・ ODA対象国



## これまでの経緯(1/2)

**平成13年12月：** 特殊法人等整理合理化計画(閣議決定)

「廃止することとし、14年度以降は、13年度末までに承認済の案件又はそれらと継続的な性格を有する案件に限り出融資を行う。」

**平成22年6月：** 新成長戦略(閣議決定)

「国際協力機構(JICA)の海外投融資については、既存の金融機関では対応できない、開発効果の高い案件に対応するため、過去の実施案件の成功例・失敗例等を十分研究・評価し、リスク審査・管理体制を構築した上で、再開を図る。」

**平成22年12月：** 第6回パッケージ型インフラ海外展開関係大臣会合

「具体的案件の実施を通じて ①新実施体制の検証・改善と②案件選択ルールの詰めを行う「パイロットアプローチ」を年内に開始し、年度内に再開を実現する」

## これまでの経緯(2/2)

**平成23年1月：** 新成長戦略実現2011(閣議決定)

「JICAの海外投融資について、具体的案件の実施を通じて①新実施体制の検証・改善と②案件選択ルールの詰めを行う「パイロットアプローチ」の下で、年度内に再開を実現。」

**平成24年6月：** 第15回パッケージ型インフラ海外展開関係大臣会合

「インフラ分野のパイロットアプローチ案件を本年度中に実施し、実施体制の検証と案件選択ルールの詰めを完了した上で、早期に本格再開を実現。」

- ・ベトナム「産業人材育成事業」(平成23年10月融資承諾)
- ・パキスタン「貧困層向けマイクロファイナンス事業」(平成24年3月出資承諾)
- ・ベトナム「ハノイ上水道整備事業」(審査中断※)
- ・ベトナム「ロンアン環境配慮型工業団地整備事業」(融資承諾準備中)

※インフラ分野のパイロットアプローチ対象案件としてハノイ上水道整備事業を審査を行ったものの、投資家間での協議が順調に進まなかったことから、ロンアン省環境配慮型工業団地関連事業をパイロットアプローチ対象とした。(平成24年6月：パッケージ型インフラ海外展開関係大臣会合)

⇒平成24年8月に本格再開に向けたパイロットアプローチに係る第三者レビューを完了。

# 案件選択の指針

## 1. 対象分野

○インフラ・成長加速、 ○MDG・貧困削減、 ○気候変動対策

## 2. 融資

①以下の2要件を満たすこと。

- 先導的案件であること。
- 案件実施について、ホスト国政府等に対してしかるべく事前の通報が行われ、かつ原則回答が得られること。

②加えて、リコース型案件及び協調融資案件においては、以下のとおりとする。

- リコース型案件については、原則として、日本(日系)企業以外が信用補完するもの。
- 協調融資案件については、以下のいずれかを満たすものとする。
  - (i) 相手先が地場金融機関のみのもの。
  - (ii) 相手先が国際開発金融機関のみのもの。
  - (iii) 相手先が地場金融機関及び国際開発金融機関のみのもの。

## 3. 出資

- 案件実施について、ホスト国政府等に対する事前の通報が行われ、かつ原則回答が得られること。
- 既存の金融機関では対応できない、開発効果の高い案件(案件毎に判断)。